定　　款

一般社団法人　大学女性協会

Japanese Association of University Women

2012年4月1日施行

第1章　　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、一般社団法人大学女性協会と称する。英文では、Japanese Association of University Women（略称　JAUW）と表示する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（支　部）

第3条　この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

2　理事会の議決により支部設置規程を別に定める。

第2章　　目的及び事業

（目　的）

第4条　この法人は、高等教育を受けた女性がその教育の成果をもって、女性の教育の向上及び男女共同参画社会の推進を図り、Graduate Women International（大卒女性インターナショナル　以下　「GWI」　という。）の加盟団体として、国際協力と世界平和に尽くすことを目的とする。

（事　業）

第5条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 女性の教育の向上、福祉の推進及び男女共同参画社会の形成に向けての調査・研究及び啓発・提言
(2) 国内の女性の高等教育・研究助成のための奨学金給付並びに女性研究者等の研究奨励のための表彰
(3) 国外の女性研究者への奨学金給付及び国際協力のための国内の女性人材育成等
(4) 世界平和の実現に向けてGWI並びに国内外の女性団体等との協働
(5) 会報及び図書・資料集等の刊行及び広報
(6) 会員等の親睦及び啓発
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章　　会　員

（種　別）

第6条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　大学又は旧制専門学校の女性卒業者及び外国の大学の女性卒業者であって、この法人の目的に賛同し、入会した者。
(2) 賛助会員　この法人の事業に賛同して入会した者。
(3) 名誉会員　女性の高等教育又は女性の地位の向上に特に功労があり、理事会の議決をもって推挙され、会員総会で承認された者。

（入　会）

第7条　会員になろうとする者は、この法人の会員の推薦を得て、所属支部を定めた上、入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2　外国の大学女性協会の会員は、客員となることができる。客員になろうとする者は、この法人の会員の推薦、又は紹介を経て、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　この法人の会員は、事業活動に生ずる経費に充てるため入会金及び会費を納めなければならない。入会金及び会費は会員総会の議決をもって別に定める。

2　賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

3　名誉会員並びに客員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4　既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（退　会）

第9条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第10条　会員が次のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為のあったとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第11条　会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である当法人が解散したとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(5) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。

第4章　　会員総会

（構　成）

第12条　会員総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

2　会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3　会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（権　限）

第13条　会員総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 会員の除名

(6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2　前項にかかわらず、個々の会員総会においては、第15条第3項の書面に記載した会員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第14条　この法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

2　定時会員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3　臨時会員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 総正会員の議決権の10分の１以上を有する正会員から、会員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長（第21条第３項に定めるものとする。）にあったとき。

（招　集）
第15条　会員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2　会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から６週間以内の日を会員総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
3　会員総会を招集するときは、会員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の２週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）
第16条　会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）
第17条　会員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）
第18条　会員総会の決議は、定款に特に規定する場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
2　前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（書面議決等）
第19条　会員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第20条　会員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2　議長及び出席した理事２名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　　役　員

（種類及び定数）
第21条　この法人に、次の役員をおく。
(1) 理事　12名以上16名以内
(2) 監事　１名以上２名以内
2　理事のうち１名を会長、２名を副会長とする。
3　前項の会長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち６名以内を業務執行理事（副会長２名を含む。）とする。

（選任等）
第22条　理事及び監事は、正会員の中から会員総会の決議により選任する。
2　会長及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。ただし、この場合において、理事会は、会員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5　理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

（理事の職務・権限）
第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
2　会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。
4　業務執行理事（副会長2名を含む。）は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5　会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）
第24条　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書及び事業報告等を監査すること。
(3) 会員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）
第25条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、引き続き2期までは再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、引き続き2期までは再任を妨げない。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解　任）
第26条　理事及び監事は、会員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

（報酬等）
第27条　役員は、無報酬とする。
2　役員に対し、その職務を行うための費用を支給することができる。

第6章　　理事会

（構　成）
第28条　この法人に理事会を設置する。
2　理事会は、すべての理事で構成する。

（権　限）
第29条　理事会は、次の職務を行う。
(1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
(4) 理事の職務の執行の監督
(5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け
(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第30条 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議についての利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第37条 この法人の資産の管理・運用は、理事会の議決により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、予算の成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第39条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の付属明細書
(3) 公益目的支出計画実施報告書
(4) 貸借対照表
(5) 正味財産増減計算書
(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3　毎事業年度の経過後3カ月以内に、計算書類（貸借対照表・正味財産増減計算書）及び事業報告書並びに付属明細書（監査報告を含む。）、公益目的支出計画実施報告書を行政庁に提出しなければならない。

4　この法人は、定時会員総会終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第８章　　定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第40条　この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて、変更することができる。

2　前項の変更を行った場合は、遅延なく行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第41条　この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて、解散することができる。

（剰余金の処分制限）

第42条　この法人は、会員その他の者に剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

第43条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　委員会

（委員会）

第44条　この法人の事業を推進するために必要ある時は、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2　委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任する。

3　委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章　　事務局

（設置等）

第45条　この法人に事務を処理するため、事務局を主たる事務所に設置する。

2　事務局には、所要の職員を置く。

3　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第46条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

(1)　定款
(2)　会員名簿
(3)　理事及び監事の名簿
(4)　認定、認可、許可等及び登記に関する書類
(5)　定款に定める機関の議事に関する書類
(6)　役員報酬等規程
(7)　事業計画書及び収支予算書
(8)　事業報告書及び計算書類等
(9)　監査報告書
(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第47条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章　　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第47条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第48条　この法人は、事務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2　個人情報に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（公　告）

第49条　この法人の公告は電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

2　この法人の代表理事は青木怜子、副会長は阿部幸子、高田武子とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　この定款は、2021年6月21日から一部改正する。